

○三条市空家等対策の推進に関する特別措置法及び三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例の施行に関する規則

平成24年11月2日

規則第24号

改正 平成28年3月23日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例（平成24年三条市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(法の規定に基づいて行う事務に係る文書の様式)

第2条 次の表の左欄に掲げる法の規定に基づいて行う事務に係る文書は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

根拠規定	文書の様式
法第9条第4項	立入検査員証（様式第1号）
法第14条第2項	勧告書（様式第2号）
法第14条第3項	命令書（様式第3号）
法第14条第4項	命令に係る事前の通知書（様式第4号）
法第14条第9項	戒告書（様式第5号）
法第14条第9項	代執行令書（様式第6号）
法第14条第9項	執行責任者証（様式第7号）
法第14条第11項	標識（様式第8号）

(特定空地の事務に係る文書の様式)

第3条 特定空地について、条例第5条の規定により準用する法第9条及び14条の規定に基づいて行う事務に係る文書は、前条に定める文書の例によるものとする。

(委員)

第4条 条例第6条に規定する三条市空家等審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) その他市長が適当と認める者

(会長の選任及び権限)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、そ

の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の全員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、委員の過半数で決することとする。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、学識経験者、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表）

立入検査員証		第 号
所 属		(写真)
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づき立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日 発行		三条市長 

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条 （略）

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

年 月 日

様

三条市長



勸告書

あなたの所有する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、次のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勸告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
 - (1) 所在地
 - (2) 用途
 - (3) 所有者の住所及び氏名
- 2 勸告に係る措置の内容
- 3 勸告に至った事由
- 4 勸告の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

注意

- ・ 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をしてください。
- ・ 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・ 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

三条市長



命 令 書

あなたの所有する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、
年 月 日付け 第 号により、法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

つきましては、次のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等
 - (1) 所在地
 - (2) 用途
 - (3) 所有者の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

注意

- ・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をしてください。
- ・ 本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・ 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

教示

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に三条市長に対して審査請求をすることができます。

年 月 日

様

三条市長



命令に係る事前の通知書

あなたの所有する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、
年
月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、次のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、三条市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
 - (1) 所在地
 - (2) 用途
 - (3) 所有者の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

注意

- ・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をしてください。

様

三条市長



戒 告 書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する次の特定空家等の
の を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空
家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、次
の特定空家等の を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1
項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収しま
す。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わない
ことを申し添えます。

記

特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模 建築面積 約 m^2
延べ床面積 約 m^2
- (5) 所有者の住所及び氏名

教示

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、
この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に三条市長に対して審査請求をする
ことができます。

様式第6号（第2条関係）

年 月 日

様

三条市長



代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する次の特定空家等を 年
月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、次のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 1 する物件

- 2 代執行の時期
年 月 日から 年 月 日まで

- 3 執行責任者

- 4 代執行に要する費用の概算見積額
円

教示

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に三条市長に対して審査請求をすることができます。

様式第7号（第2条関係）

（表）

執行責任者証		第	号
所属	氏名		
上記の者は、次の行政代執行の執行責任者であることを証する。			
年	月	日	
	三條市長		印
記			
1	代執行をなすべき事項		
	代執行令書（	年	月
	建築物の	日	付
		第	号）記載の三條市
2	代執行をなすべき時期		
	年	月	日から
		年	月
			日までの間

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第14条（以上略）

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～15 （略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第8号（第2条関係）

標 識

次の特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け第 号により、命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等
 - (1) 所在地
 - (2) 用途
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日